◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2008年5~6月号(Vol.26)

2008 年 6 月 30 日 JETRO デュッセルト・ルフセンタ-

目 次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ http://www.jetro.go.jp/world/europe/jp/も併せてご利用ください。

≪特許≫

ロンドンアグリーメント、5月1日、発効

欧州特許フォーラム/欧州発明者大賞 2008

フランス知的財産庁、個人·中小企業等に対する特許関連手数料の減額幅を 25%から 50%に変更

日デンマーク特許審査ハイウェイ試行,7月1日に開始

欧州統一司法制度の議論の現状

英国産業界、EPO への意見書を公表

EPC2000 により導入された新制度の利用状況

≪ 意 匠・商 標 ≫

欧州司法裁判所、比較広告における商標の使用は非侵害と判決

≪ 模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

欧州委員会, EU 国境における模倣品・海賊版差止報告書 2007 を公表

≪特許情報・電子出願≫

英国知的財産庁, 2007 年年報を公表 ドイツ特許商標庁, 2007 年年報を公表 EPO, 2007 年年報を公表

≪その他≫

WIPO 次期事務局長に豪・ガリ氏を選出

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

≪特許≫

ロンドンアグリーメント,5月1日,発効

ロンドンアグリーメント (London Agreement) が、5月1日、発効した。ロンドンアグリーメントとは、ある条件下において、欧州特許明細書の公用語翻訳文の提出を不要とするもの。

- 欧州特許庁のロンドンアグリーメントの HP は、以下参照 -

http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/london-agreement.html

- ロンドンアグリーメントの概要については、以下参照 -

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news 023 1.pdf

欧州特許フォーラム/欧州発明者大賞 2008

5月6~7日, EU 議長国スロベニアの首都リュブリャナにて, EPO, 欧州委員会, スロベニア政府/特許庁の共催により, 欧州特許フォーラム 2008 が開催された。3回目となる今年は,「よりクリーンな将来の創出:気候変動と知財」とのテーマを掲げ,フェアホイゲン欧州委員会副委員長,ブリムローEPO 長官,及びヴィジャク(スロベニア)経済大臣列席の下,各国特許庁長官等欧州のハイクラスを含め約 300 名が参加し,講演とディスカッションが行われた。

フェアホイゲン欧州委員会副委員長(企業・産業担当)は、気候変動と戦うための環境についての専門知識は、欧州の競争優位となる必要があり、そして知財はそれを牽引する重要な役割を果たすべきであると述べた。さらに、5月より発効したロンドンアグリーメントによる翻訳コストの軽減を評価すると共に、現在検討中の共同体特許について、その早期実現の必要性のみならず、その安価な料金の必要性を強調した。

ブリムローEPO 長官は、気候の効果的保護が EU の政策目標であるならば、イノベーション政策も同様に政策目標であり、知的財産権はそのイノベーション政策を支援するもの、と述べた。

フォーラム中,「環境技術の保護のために,特別な特許レジームが必要か」との点が議論 となった。大企業の代表は,「環境技術のイノベーションのために知財は必須ではあるが, この技術を特別な取扱いとすべきではない。特許制度は本来あらゆる技術に対応するも の。」との見解を述べたのに対し,中小企業の代表は,特許取得及び訴訟においてコストが かかるので何らかの対応があるべき、との意見を表明した。また、環境技術を技術的観点から捉えると、複数の全く異なった技術/新旧技術が混在するもの、との分析もなされた。

6日夜には、「欧州発明者大賞 2008 (European Inventor of the year 2008)」の表彰式及び講演が行われた。1993 年から 2002 年までに EPO が特許した発明の中から、日常生活に変化をもたらし欧州の競争力強化に貢献した発明に対して選出・付与される。「産業界」、「中小企業/研究機関」、「欧州以外の国」及び「生涯をかけた発明」の 4 つのカテゴリーごとに、各 3 名/組ずつの候補者をノミネートしており、各カテゴリーごとに大賞が決定された。2006 年に欧州発明者大賞を受賞したドイツ・ユーリッヒ研究センターのグリュンベルク教授が翌 2007 年ノーベル物理学賞を受賞したことから、主催者側はこの大賞の重みを強調している。表彰式にはスロベニアのトゥルク大統領も参加し、ブリムロー、フェアホイゲン両氏と共に受賞者を祝した。

昨年のドイツ・メルケル首相,今年のスロベニア・トゥルク大統領という国家のトップが参加することが定常化し、欧州における特許のビッグイベントへと成長した欧州特許フォーラム/欧州発明者大賞は、来年 2009 年は、EU 上半期議長国チェコにて開催される予定。

- EPO のプレスリリースは,以下参照 -
- (5月6日分特許フォーラム概要) http://www.epo.org/topics/news/2008/20080506.html
- (5月7日分特許フォーラム概要) http://www.epo.org/topics/news/2008/20080507a.html

(表彰式概要) http://www.epo.org/topics/news/2008/20080507.html

(欧州発明者大賞概要) http://www.epo.org/about-us/events/epf2008.html

- 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照(欧州発明者大賞のみ) -

http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/698&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en

http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/08/285&format=HTML&aged=0 &language=EN&guiLanguage=en

フランス知的財産庁,個人・中小企業等に対する特許関連手数料の減額幅を 25%から 50%に変更

フランス知的財産庁(INPI)は、5月1日、同日より特許関連手数料の改定を行うことを公表した。特に、個人・中小企業・非営利団体に対する特許関連手数料の減額幅を、原則、従前の25%から50%へ変更した。また、減額対象となる中小企業の定義として、従前の従

業員数 250 名未満から 1,000 名未満へ変更した。この改定により、特許取得に対する個人・中小企業等の手数料負担がさらに軽減される。

また、特許登録料について、2年目 35 ユーロから始まり 20年目 600 ユーロとなるように数年毎に段階的に上昇していたシステムを、2年目~5年目は 36 ユーロの一定額であるが、6年目以降は、20年目に 760 ユーロとなるように各年毎に上昇していくシステムに変更した。 さらに、物価スライド分と推定される値上げ(特許出願料、特許登録料(2年目~5年目)の 1 ユーロ値上げなど)もなされている。

- INPI のプレスリリースは,以下参照(フランス語) -

http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/actualites/actualites/article/nouveaux-tarifs-inpi-au-1er-mai582.html?tx_tt news%5BbackPid%5D=2179&cHash=c6b0bf3cf4

- 手数料改定に関する政令は、以下参照(フランス語)-

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret_reductions_INPI2008.pdf?PHPSES SID=2f9d3ec11eb17cba21cb7dbf3340a374

- 手数料改定に関する省令は、以下参照(フランス語)-

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/arrete_redevances_INPI2008.pdf?PHPSES SID=267c54f2b42faaec2264b7220ea703e3

- 廃止された 2005 年 8 月 2 日手数料改定に関する省令は、以下参照(フランス語) http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000809070&dateTexte=
- INPI の手数料に関する情報は、以下参照(フランス語)-

http://www.inpi.fr/fr/acces-rapide/tous-nos-tarifs.html?PHPSESSID=e7bc4fe9e5f89f2f1342cbd0697 0fb6d

- INPI の 2008 年 5 月 1 日以降の手数料表は、以下参照(フランス語) - http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/INPI Tarifs procedures.pdf

日デンマーク特許審査ハイウェイ試行.7月1日に開始

デンマーク特許商標庁 (DKPTO) は,6月13日,日本国特許庁 (JPO) との特許審査 ハイウェイ (PPH) 試行を7月1日に開始すると,「外国での迅速な特許審査」との題でプレスリリースを行った。本プレスリリースの概要は,以下のとおり。

DKPTO と JPO との間で新しい協定が締結されたことにより、日本におけるデンマーク企業の特許出願の審査が迅速化されることとなった。この協定は、「特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)」と呼ばれるもので、7月1日から開始される。

米国、韓国とも同様の PPH 締結が待たれているが、DKPTO は、JPO との試行が他国の特許審査機関との PPH 締結の根拠となるほど利用されるかを見守り、判断することになる。

「PPH」は、他国の特許審査機関が既に同一内容の発明に対する特許審査を行っている場合に、特許審査の迅速化を求めることができるもの。また、「PPH」は、企業側が求める迅速な特許審査、並びに特許審査機関の作業の質及び作業効率の向上のための協力強化の必要性への対策となっている。

これまでに PPH を締結した特許審査機関:日本、米国、ドイツ、英国、オーストラリア、カナダ、韓国及びデンマーク。

DKPTO によるプレスリリースは、以下参照(デンマーク語) — http://www.dkpto.dk/patent/international-patentering/pph1.htm
 http://www.dkpto.dk/patent/international-patentering/pph2.htm

JPO によるプレスリリースは、以下参照 ーhttp://www.jpo.go.jp/torikumi/t torikumi/japan danmark highway.htm

欧州統一司法制度の議論の現状

1. 経緯

欧州の複数の国において特許権を取得しようとする場合,EPO に一の出願を行うことにより一括的に審査が行われ,欧州特許が付与される。しかし、欧州特許は「各国特許権の東」であるため、権利付与後は各国ごとの特許権として成立することとなり、当該権利に係る争いは各国ごとに行わなければならず、欧州における訴訟コスト増大及び各国ごとの判断のバラツキの原因となっている。

欧州全域をカバーし、出願の東でない「一本の権利」である共同体特許の成立が、上記問題の根本的解決であるが、検討開始から30年経過した現在も成立の見通しは立っていない。このような中、1999年来、EPOを中心として欧州特許の訴訟制度の一元化を目指し、欧州特許訴訟協定(EPLA: European Patent Litigation Agreement)の議論が行われてきた。2006年7月に欧州委員会が開催した「欧州特許制度の将来に関する公聴会」においても、ユーザー団体からのEPLAへの支持は高く、その成立への期待が高まっていた。

しかし、2006 年から 2007 年にかけて、フランスを中心とする一部 EU 加盟国が、EPLA 構想への反対を表明した。彼らの主張は、(1)EPLA は欧州特許のみを取り扱うものであるが、将来設立される共同体特許をも管轄する統一的な裁判構造を構想すべき、(2)EPLA は

既存の EC 法に抵触する、というものである。さらに、2007年2月、欧州議会の法的サービス部門が、EPLA は共同体法規に照らして違法であるとの判断を示した。この判断に法的拘束力はないが、半ば公式に EU 内から EPLA が否定されることとなった。

これらを踏まえ、2007年4月に欧州委員会が公表したコミュニケーションペーパーでは、 EPLA、共同体法規下での訴訟制度、そして両者の折衷案、の三案が併記され、第三の折衷 案に基づいて今後議論を進めるとの方向性が示唆された。

これを受けて 2007 年 10 月, EU 議長国ポルトガルによる欧州統一司法制度についての素案ペーパーが出された。EPLA の規定を色濃く残しつつも、そのカバー範囲を欧州特許及び共同体特許の両者に関する訴訟とし、欧州司法裁判所(ECJ)を最終審と位置づけることにより、EC 法規への適合性を高めた素案は、EPLA に代わり欧州司法制度の新たな議論のベースとなった。議論は 2008 年前半の EU 議長国スロベニアに引き継がれ、これまで精力的な検討が行われている。成立までの見通しは不透明だが、統一訴訟制度案が条文化され、一定の進展を見せてきたので、暫定版として以下報告する。

(以下, 2008年5月14日付EUペーパー;「EU特許裁判所協定草案」(European Union Patent Court Draft Agreement) より。)

2. 欧州統一訴訟制度案の概要

(1) 訴訟の対象

◆欧州特許及び共同体特許を対象(注, EPLA は前者のみを対象)

(2) 裁判所組織

- ◆裁判所は第一審 (Court of First Instance), 控訴審 (Court of Appeals), 登録部から構成。
- ◆欧州司法裁判所は、控訴審の上の「再審」としての役割。

(i) 第一審

- ・一の中央裁判所 (central division) と複数の地域裁判所 (regional divisions) 及び/又は地方裁判所 (local divisions) から構成。
- ・地方裁判所は各加盟国の請求に基づき設置。年 100 件を超える訴訟がある加盟国の場合には、最大3つまで地方裁判所を設立可能。当該加盟国が地方裁判所の判事を任命。
- ・地域裁判所は、地方裁判所を有していない2以上の加盟国のために、請求に基づき設立。これらの加盟国が地域裁判所の判事を任命。

(注, 例えばベネルクス3国内で一の地域裁判所のイメージ)

・中央裁判所の設置場所は未定。

(ii) 控訴審

・一の控訴審。設置場所は未定。

(3) 合議体構成

(i) 第一審

合議体は3名の判事からなり、多国籍の構成とする。

- ・地方裁判所の合議体においては、2名はその地方裁判所の国籍を有する常任判事 (permanent judge),もう1名は「裁判官プール」に登録されている他国の判事。
- ・地域裁判所の合議体においては、2名はその地域の加盟国籍の判事リストから選 ばれる常任判事、もう1名は異なる国籍の裁判官プールからの判事。
- ・中央裁判所の合議体は、2名の法律系判事及び1名の技術系判事から構成。

(ii) 控訴審

合議体は5名の異なる国籍の判事から構成され、うち3名は法律系判事、2名は 技術系判事。

(4) 判事

- ◆法律系判事と技術系判事から構成。
- ◆各国特許庁の審判部及び EPO 審判部の審判官は、審判官としての任期終了後6ヶ月が経過するまでは、判事としての任用は不可。
- ◆判事は、各国レベルでの裁判職務との併任可能。
- ◆判事の任命は、諮問委員会からの提案に基づき、EU 理事会が決定。
- ◆法律系判事及び技術系判事からなる「裁判官プール」を設置。技術系判事について は、プール内に各技術分野の資格と経験を有する者を少なくとも一人確保。

(5) 裁判管轄

- ◆裁判所は, (a)侵害訴訟(侵害の恐れに係る訴訟を含む),及び,非侵害確認訴訟,(b) 特許取消しの訴訟又は反訴,等について専属管轄。
- ◆特許取消訴訟及び非侵害確認訴訟は、中央裁判所に直接提訴する。前者については、 EPOへの異議申立てを行わずとも提起可能。
- ◆侵害訴訟(侵害の恐れに係る訴訟を含む),損害賠償請求訴訟,及び仮差止請求については,(a)侵害の発生している若しくは発生しうる国,又は,(b)被告が居住している国の地方裁判所若しくはその国が属している地域裁判所へ提起する。その加盟国に地方裁判所がなく,かつ,地域裁判所にも参加していない場合には,中央裁判所へ提訴する。
- ◆両当事者が合意した場合には、中央裁判所を含め、提訴裁判所を選択可能。

(6) 判決の効力

- ◆判決の効力は、共同体特許の場合には EU 全域において、欧州特許の場合にはその 特許が有効とされる加盟国において、それぞれ及ぶ。
- ◆欧州特許及び共同体特許は、当該特許に取消理由があると認められた場合に、その 全部又は一部が取り消される
- ◆一部取消しの場合には、その特許の効力は、それに対応するクレームの補正の範囲 に限定される。その特許は初めから全部又は一部取消しされていたものとみなす。

(7) 予算, 財政

- ◆裁判所の運営費は、裁判所自身の収入から支出される。必要な場合には、EC からも 共同支出される。
- ◆上記にかかわらず、十分な件数の訴訟が提起されないことに基づく地方裁判所の運営費は、ECではなく各加盟国による共同支出となる。

(8) 代理

◆当事者は弁護士たる代理人をつけなければならない。欧州特許弁護士はこれを援助 可能。また、中央裁判所での特許取消訴訟については、欧州特許弁護士が代理可能。

(9) 手続言語

- (i) 第一審での手続言語
 - ・地方裁判所での手続言語 (language(s)) は、その加盟国の公式言語とし、地域裁判所での手続言語 (language(s)) は、当該裁判所を有する複数の加盟国が指定する言語とする。
 - ・当事者は、裁判所の承認のもと、特許付与がなされた言語を手続言語として使用 することについて合意することができる。その裁判所が当該合意を承認しないと きは、当事者はその訴訟に関する申請を中央裁判所に行うことができる。
 - ・中央裁判所での手続言語は、特許が付与された言語とする。
- (ii) 控訴審での手続言語
 - ・控訴審での手続言語は、第一審での手続言語とする。
 - ・当事者は、特許付与された言語を手続言語として合意することができる。
 - ・再審の手続言語は、控訴審の手続言語とする。

(iii) 翻訳/通訳

どの裁判所及び控訴審も,特許及びその補助文書についての翻訳要件を課すことができ,口頭審理での当事者を支援するため通訳設備を設けることができる。

(10) 訴訟手続き

立証負担及びその転換,生産方法の推定,証拠作成命令,侵害被疑品の処分,秘密情報の保護,損害賠償,懲罰的賠償の禁止,敗訴者負担,等々について規定。

(11) 控訴 (appeal) 及び再審 (review)

- (i) 控訴
 - ・第一審の控訴は、第一審判決から3月以内に、控訴審に対して行う。
 - ・控訴は、法律問題(points of law)及び事実問題(matters of fact)に基づく。
 - ・新たな証拠/新たな事実は、第一審にて提出できなかった合理性がある場合にの み提出可能。
 - ・中断効果有り。
- (ii) 決定と差戻し
 - ・控訴に理由があれば、第一審の判決を破棄し、最終判決を出す。例外的に差し戻 しも行う。
 - ・差し戻しの場合、第一審は控訴審判決に拘束される。

(iii) 再審

- ・控訴審による判決は、規則に従い、ECJ により見直され得る。その場合、法律問題に基づく請求のみ可能。
- ・再審の請求には中断効果無し。

(12) 決定

- ◆決定は合議体の多数決による。
- ◆判決は公表される。

(13) 経過措置

7年。

3. 今後

5月末に開催された EU 競争法閣僚理事会の開催直前, 議長国スロベニアはプログレスレポートをまとめ, 議論の進展を強調した。しかし, 同理事会において何らかの合意には到っていない。

具体的な争点はさほど表面化していないが、4月下旬、ドイツのツュプリース司法大臣は、第一審である地方裁判所における多国籍判事からなる合議体について、言語の効率性の観点から反対意見を表明している。この手続言語問題の他、裁判所組織の運営予算問題や、中央裁判所/控訴審をどこに設置するかについての誘致問題もいずれ表面化してくるものと思われる。

本議論は、7月以降の EU 議長国フランスの主導へと引き継がれる。

- 2008年5月14日付EUペーパー,「EU特許裁判所協定草案」は,以下参照 http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st09/st09124.en08.pdf
- 2008年5月8日付EUペーパー,「プログレスレポート」は、以下参照 http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st08/st08992.en08.pdf
- ツュプリース司法大臣による多国籍合議体への意見は、以下参照(ドイツ語) http://www.bmj.de/enid/0,1a8a89706d635f6964092d0935313436093a0979656172092d0
 932303038093a096d6f6e7468092d093034093a095f7472636964092d0935313436/Reden/Brigitte Zypries zc.html
- 2006年7月に欧州委員会が開催した「欧州特許制度の将来に関する公聴会」については、 欧州知的財産ニュース2006年7月号 (Vol.14) p.9参照 -

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news 014.pdf

- 2007年2月の欧州議会法的サービス部門によるEPLA違法との判断については、欧州知的財産ニュース2007年1 \sim 2月号(Vol.17)p.9参照 -

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news 017.pdf

- 2007年4月に欧州委員会が公表したコミュニケーションペーパーについては、欧州知的 財産ニュース2007年3~4月号(Vol.18)p.6参照 -

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news 018.pdf

英国産業界、EPO への意見書を公表

英国産業界の知財ユーザー団体TMPDF¹は、EPOが 2007 年 12 月に公表した将来のワークロードへの戦略的取組みに対して意見書を公表した(取組みの概要については 2007 年 12 月 18 日付け既報参照)。EPOの戦略的取組みについてはパブコメが求められていたわけではないが、コメントを歓迎するとのEPOの意向に基づき、今般TMPDFが意見を公表したもの。興味深い点以下の通り。

_

¹ TMPDF: Trademark Patent Design Federation (商標・特許・意匠連盟)。英国、欧州、世界の知財の政策・実務両面について、英国産業界の意見を代表する団体。1920年設立。現在、会員企業は42社で、アストラゼネカ、ブリティッシュテレコム、ダイソン、グラクソスミスクライン、ロールスロイス等の英国企業の他、フォード、富士通、HP、IBM、マイクロソフト、ノキア等他国の現法も会員として名を連ねる。

1. 政策面

◆料金体系

EPO は財政的に独立した機関であるべきであり、その収入である特許料(の一部)が加盟国に分配される仕組みを再検討すべき。ユーザーは各国特許庁へ出願しており、各国特許庁へも既に多額の手数料を支払っている。EPO は出願人が合理的な出願行動を取るために料金値上げしたとしているが、それが各国に分配されるのであれば、値上げには賛成しかねる。EPO は自身が受理する特許料について、より強い管理権限を持つべき。

◆ワークシェア

一の出願に対し複数のサーチ結果があることは有用であり、その意味で PPH 等のパイロットプロジェクトは検討に値する。他方、庁によってサーチ能力の差があり、また、各国の制度には相違があるため、現時点で及び中期的観点からは、他庁の結果を全面的に信頼することはできない。

◆制度調和

制度調和のための制度調和は望まない。合意のために妥協すれば欧州の法体系を歪めかねず、逆にオプションや解釈の幅を設けると、自国の運用を変更しない国もあって調和にならない。

◆コア業務への集中

EPO はセミナー主催等の審査業務以外の業務について最小限は行うべきではあるが、できるだけ審査業務に集中すべき。また、EPO は「世界特許庁」となる野望を廃するべきであり、欧州外からの PCT 出願をどの程度処理するかについては再検討すべき。

◆ユーザーとの関係

EPO 職員は欧州ユーザーの意見を吸い上げるべき。管理職クラスはユーザー団体を定期的に訪問して関心事項を直接聴取し、また審査官クラスはできるだけユーザーと直接会うことにより、技術をより良く知ると共に自身が付与する特許の重要性を理解すべき。

2. 実務面

◆サーチ

EPO のサーチは日本語及びその他のアジアの言語による文献に弱く、特に通信分野やデジタル画像の分野では、日本のサーチの方が EPO のサーチより優れている。サーチを向上させるため、EPO はサーチ戦略を公開して出願人等が EPO のアプローチを評価するようにすべき。サーチは一人の審査官に任せるのではなく、合議体でサーチ戦略を決めた後、うち1名がサーチを行うべき。

◆関連出願の審査

技術的に近接し出願番号も近い複数の案件が、ハーグとミュンヘンの別々の審査官によって処理されることがあるが、審査アプローチの点のみならず、(出願人/代理人が出頭しなければならない)口頭審理、異議の観点からも不都合。EPO は、ハーグとミュンヘンでのサーチ・審査アプローチを調和させると共に、同一出願人による関連案件は可能な限り同時期に同一審査官が処理するよう配慮すべき。

◆品質監理

EPO の品質監理は、EPO 内で行うのではなく、外部専門家ユーザーも交えた委員会が審査業務をランダム抽出して行うべき。また、審査のみならず審判も対象とすべき。

◆審査長の配置

複雑な技術分野の審査室では、技術の理解が乏しい審査官が処理の重圧と期限に追われており、実質的な審査の質がおろそかになる場合もある。各技術分野について知悉している人を審査長として配し、複雑な技術分野について審査官に助言を与えてほしい。

◆審査官とのコミュニケーション、口頭審理 審査官との電話によるコミュニケーションも、より推奨されるべき。 口頭審理の日程設定はより柔軟性を持たせるべき。また、テレビ会議の活用も歓迎。

◆異議,審判

要迅速化。口頭審理から書面による決定までが長すぎる。各国での訴訟が EPO の審理 結果を待っていることを十分念頭に置くべき。

- TMPDFの意見書原文は、以下参照 -

http://www.tmpdf.net/cms/images/newsimages/08 PP05%20EPO%20future%20workload%20study%20TMPDF%20comment.pdf

- 2007年12月にEPOが公表した将来のワークロードへの戦略的取組みについては、欧州知的財産ニュース2008年1~2月号 (Vol.23) p.3参照 -

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news 023.pdf

EPC2000 により導入された新制度の利用状況

2007年12月13日にEPC2000が発効して約半年が経過した。EPO は先日公表した Patent Information News 誌において、EPC2000により導入された新たな制度の出願人による利用状況について最初のフィードバックを公表した。概要以下の通り。

サンプル数: 2007 年 12 月 13 日の EPC2000 発効から 2008 年 4 月第 4 週までの約 4 ヶ月間 に EPO に出願された, 22,645 件の出願。

◆クレーム無し出願(PLT 対応)

EPC2000 では、特許出願時にクレームの提出が不要となった。正確な数値はないが、利用件数は非常に少ない。

◆先の出願の引用(PLT対応)

EPC2000 では、明細書及び図面を提出する代わりに先に行った出願を引用することが可能となった。これまで、分割出願での引用が84件(うち、クレームまで引用しているのは8件)、通常出願での引用が20件(うち、クレームまで引用しているのが18件、計104件。

◆出願後の優先権主張(PLT 対応)

EPC2000では、優先権の主張は、出願と同時に行う必要はなく、先の出願から 16 月以内に行えるよう緩和された。これまで5 件の出願が出願日以降に優先権を主張している。

◆特許の限縮と取消し

EPC2000では、特許付与後に EPO にて特許を限縮又は取り消すことが可能となった。これまで限縮請求は 43 件。取消請求は 12 件で、うち 10 件が同一出願人による一括請求。

◆再審請求

EPC2000 では、EPO の行った審決に対し、限定的な理由に基づいて拡大審判部に再審請求できることとなった。これまで2件の請求がなされた。

- EPO による Patent Information News 2008 年 6 月号は、以下参照(7 頁) - http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1E8438CBCCF671BDC125746A 0052E9B6/\$File/Patentinfo news 0802 en.pdf

≪ 意 匠 · 商 標 ≫

欧州司法裁判所、比較広告における商標の使用は非侵害と判決

欧州司法裁判所(ECJ)は、6月12日、登録商標と同一又は類似の標章が比較広告の中で無断で使用されたとしても、それが消費者に誤認混同を生じさせない限り、商標権者はその使用を妨げることはできない、との判決を下した。

1. 経緯

2004年,英国の携帯電話会社 Hutchison 3G 社 (H3G 社) は,競合他社である欧州の携帯電話会社 O2 社のサービスに比べ,自社サービスの方が料金が安いとの比較広告をテレビ放映した。広告中で,「O2」という社名と,同社のイメージである白黒の泡が動く図柄を用いた。

O2 社は、その広告中の料金比較自体に間違いはなくミスリードではないと認めた上で、自社の泡印の商標が侵害されたとして、英国高等法院へ提訴した。この請求が棄却されたため、同社は英国控訴院に控訴し、英国控訴院が ECJ に本件を付託し、誤認混同が生じない比較広告において、商標権者はその登録商標と同一又は類似の標章の使用を妨げることができるのかについて、ECJ の判断を求めていた。

2. EU 法制

EC 商標指令 (89/104/EEC) によれば、商標権者は、登録商標と同一の標章の使用、及び、 誤認混同が生じうる場合には登録商標と類似の標章の使用を、それぞれ禁止することがで きる。

他方, EC 比較広告指令 (84/450/EEC 及び 97/55/EC) によれば, 比較広告は, 一定の条件の下で, すなわち, ミスリードせず, 広告主と競合他社間及びその両商標間に誤認混同を生じず, 商標の信用を失墜させず, かつ商標から不当利得を得るものでなければ, 許容され得ることとされている。

3. ECJ の判断

ECJ はまず、商標指令と比較広告指令との関係について、「商標指令によれば、比較広告中で競合他社の商品又は役務を同定する目的で、その他社の登録商標と同一又は類似の標章を使用することは禁止され得るが、他方、比較広告指令の立法者は、比較広告を促進することを意図し、その目的のためには標章に係る権利に一定の制限を設ける意図があった。」と説明した。そして、商標の保護と比較広告の使用の両者を調和させるために、比較広告が許容される全ての要件が充足される場合には、商標権者は登録商標の使用を妨げる

ことはできないとする一方, 比較広告において広告主と競合他社の誤認混同や両者の標章, 商品又は役務の誤認混同が生じる場合には,上記要件は充足されないとの判断を示した。

その上で、英国控訴審から付託された問いに対して、ECJ は以下の 4 点、すなわち、(1) 商標権者の登録商標が被疑者による商取引において使用されていること、(2)商標権者の同意なく使用されること、(3)被疑者の商品又は役務が商標権者の登録商標と同一又は類似の商品又は役務であること、(4)公衆の側から見て誤認混同の可能性があるため商品又は役務の出所を消費者に対して保証するという商標の本質的機能に影響が及ぶこと、の全ての点が充足される場合に商標権者は自己の商標の使用を妨げることができるとの判断基準を示した。そして、ECJ は、第 1 から第 3 の点は通常充足されるが、第 4 点目を本件に照らしてみると、O2 社の泡と類似するイメージを H3G 社が使用することによって消費者の側から見た誤認混同は生じなかったとし、よって当該比較広告は、全体としてミスリードではなく、特に O2 社と H3G 社との間に商業的関係があることを示唆するものは何もないとして、第 4 の点は本件において充足されないと判断した。

したがって、公衆の側から見た誤認混同の可能性は生じないため、本件商標権者は、比較広告において当該登録商標を他社が使用するのを妨げることはできないと結論づけた。

ECJ によるプレスリリースは、以下参照 -

http://curia.europa.eu/en/actu/communiques/cp08/aff/cp080037en.pdf

- 判決文は,以下参照 -

http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=EN&Submit=rechercher&numaff=C-533/06

≪ 模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

欧州委員会,EU 国境における模倣品・海賊版差止報告書 2007 を公表

欧州委員会は、5月19日、EU 国境における模倣品・海賊版差止報告書 2007(Report on Community Customs Activities on Counterfeit and Piracy; Results at the European Border -2007)を公表した。コバーチ税制・関税同盟総局担当委員(László Kovács; Taxation and Customs Union)は、「模倣品は我々の健康、安全、経済への脅威であり、この対策は自分の第一優先課題の一つ。被疑品が EU 域内に流入する前に国境にて阻止するべく、産業界と税関とが密接に協力しているのは大変喜ばしい。模倣品の製造が巧妙化してきている中、それを探知できるようなインプットが産業界から税関に対してなされることが必須。」とコメントしている。

差止報告書のポイントは以下の通り。

- ・差止件数は 43,000 件であり、2006 年の 37,000 件に比べ 17%増。
- ・産業界との協力関係はかつてないほど良好であり、権利者による税関への被疑品差止申請は 10,000 件を超えた (2006 年は 7,000 件)。この申請に基づく差止めが、2007 年税関差止実績の 80%を占める (注、残り 2 割は職権による差止め)。
- ・差止点数は 7,900 万点であり、2006 年の 1 億 2800 万点に比べて減少。これは、タバコと CD/DVD の差止点数が減少したことによる。その他の製品の差止点数については著しい増加が見られ、化粧品・パーソナルケア用品は前年比 264%増、玩具は 98%増、医薬品は 51%増。
- ・差止品のうち、タバコが35%、衣類が22%と、多くの部分を占める。
- ・税関での差止1件当たりの差止点数は減少。これは、インターネット販売の増加の他、 差止リスク減少をねらったより少量のロットでの発送、特に空輸便・郵便によるもの と説明できる(空輸便・郵便の差止件数は、全体の70%)。
- ・中国は依然として模倣品最大供給国であり、差止点数の 60%を占める。しかし、パーソナルケア用品の模倣品などは、グルジアやトルコが主たる供給国であり、偽医薬品はスイス (40%)、インド (35%)、アラブ首長国連邦 (15%) が上位を占める。
- ・インターネットによる海賊版の問題は重大ではあるが、ネットに国境はないので、国 境を取り締まる税関は、この問題に十分関与できていない。
- 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 -

 $\underline{\text{http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/757\&format=HTML\&aged=0\&language=EN\&guiLanguage=en}$

- EU 国境における模倣品・海賊版差止報告書 2007 全文は、以下参照 - http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics2007.pdf

≪ 特 許 情 報 · 電 子 出 願 ≫

英国知的財産庁、2007年年報を公表

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2007年年報 (The UK-IPO Annual Review 2007) を公表した。本年報の概要は、以下のとおり。なお、1年間の出来事を記した2007年版のレビュー・ジャーナル (2007 Review Journal) も、今年から同時に公表している。

◆特許

- ・ 特許出願件数は 24,999 件(2006 年 25,745 件。
- ・ 特許登録件数は 5,930 件(2006 年 7,907 件。
- ・ 特許登録件数を企業別にみると、ヒューレット・パッカード 139 件、シュルムベルガー 121 件、リア 87 件、モトローラ 76 件、ウェザーフォード/ラム 74 件と続き、17 位に 東芝リサーチ・ヨーロッパ 31 件、18 位に NEC 30 件、19 位にホンダ 29 件。
- ・ 特許出願件数を国/地域別にみると,英国 17,375 件,米国 2,832 件,日本 721 件,台湾 444 件,ドイツ 387 件,スイス 299 件の順。

◆意匠

- ・ 意匠登録出願件数は、4,683件(2006年3,481件。
- ・ 意匠登録出願件数を国/地域別にみると,英国 4,214 件,米国 148 件,日本 47 件,タイ 41 件,スイス 39 件,ドイツ 35 件,香港 29 件,台湾 28 件,オーストラリア 20 件,マレーシア 17 件の順。

◆商標

- ・ 商標出願件数は,80,033 件(2006 年 74,146 件)。また,マドリッドプロトコルに基いて 英国を指定したものは、14,440 件(2006 年 15.530 件。
- ・ 商標登録件数は,59,217件(2006年51,277件)。また,マドリッドプロトコルに基づく ものは,12,237件(2006年14,051件。
- ・ 商標出願件数を国/地域別にみると, 英国 70,739 件, 米国 2,880 件, オーストラリア 629 件, アイルランド 516 件, ドイツ 441 件, オランダ 366 件, フランス 353 件, スイス 324 件, 日本 299 件の順。
- 年報全文は,以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/about-review2007.pdf

- 2007 レビュー・ジャーナルは,以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/about-review2007-journal.pdf

ドイツ特許商標庁, 2007 年年報を公表

ドイツ特許商標庁(DPMA)は、2007年年報(Jahresbericht 2007)を公表した。

◆総出願件数

特許:60,992件(前年比0.7%増) (直接出願及びPCT国内移行出願を足したもの。)

実用新案:18,083件(前年比8.5%減)

商標:76,165件(前年比5.3%增)

意匠:54,301件(前年比6.4%增)

◆国籍別特許出願件数

1位:ドイツ 47,853件 5位:韓国 723件 2位:米国 3,835件 6位:フランス 272件 3位:日本 3,782件 7位:スウェーデン 267件 4位:スイス 1,127件 8位:英国 150件

◆企業別特許出願件数

1位:ボッシュ(独) 2,509件 4位:デンソー(日) 757件 2位:シーメンス(独) 2,474件 5位:ベンフィニオン・テカノロジー(独) 702件 3位:ダイムラー(独) 1,216件 6位:GM GTO(米) 682件 50位以内の日本企業として、トヨタ(31位、161件)、ホンダ(37位、135件)がある。

◆その他

- 特許審査請求件数:39,228件(前年38,696件), うち出願同時請求は24,972件。
- 特許出願の査定件数:34,297件(前年比10.1%減)
- · 特許登録件数:18,218件(前年比15.5%減)
- · 特許滞貨件数:121,386件(前年 116,857件)
- ・ 総職員数2,501名(前年比-2.2%)。在宅勤務者数は拡大され、約350名となった。

一 年報全文は,以下参照(ドイツ語) -

http://www.deutsches-patentamt.de/docs/service/veroeffentlichungen/jahresberichte/jb2007 dt.pdf

EPO, 2007 年年報を公表

欧州特許庁(EPO)は,6月16日,2007年年報を公表した。

1. 出願件数

◆出願件数 140,725件(前年比+3.9%)

上記出願件数は、Euro-direct件数(PCTルートでなくEPOへ直接出願した件数)62,119件(前年比+1.6%)及びEuro-PCT域内段階件数(PCT出願域内段階移行件数)78,606件(前年比+5.8%)を足したもの。

◆欧州内からの出願件数

1位:ドイツ 25,176件(総出願件数の17.9%, 前年比+1.5%)

2位:フランス 8,328件 (総出願件数の5.9%, 前年比+3.4%)

3位:オランダ 6,999件(総出願件数の5.0%, 前年比-4.9%)

4位:スイス 5,855件(総出願件数の4.2%, 前年比+6.4%)

5位:英国 4,979件(総出願件数の3.5%, 前年比+5.4%)

6位:イタリア 4,392件(総出願件数の3.1%, 前年比+5.2%)

◆欧州外からの出願件数

1位:米国 35.588件(総出願件数の25.3%)

2位:日本 22,887件 (総出願件数の16.3%)

3位:韓国 4,934件 (総出願件数の 3.5%)

◆出願人別

1位:フィリップス (蘭)3,222件6位:ボッシュ (独)1,166件2位:サムスン (韓)2,478件7位:LG電子 (韓)1,180件3位:シーメンス (独)1.850件8位:ソニー (日)929件

4位:BASF(独) 1,474件 9位:ノキア(フィンランド) 873件

5位:松下電器産業(日) 1,395件 10位:富士通(日) 819件

11 位以下の日本企業は,三菱電機 (11位,809件),日立製作所 (13位,755件), トヨタ (17位,659件),キヤノン (24位,540件)。

2. 処理件数

- ◆調査件数(国際調査, 第三者のための調査を含む。) 177,455件(前年比 +3.2%)
- ◆早期調査請求件数 約4.300件(全体の約4%, 前年比-4%)
- ◆審査件数 90,320件(前年比 -6.3%)
- ◆早期審査請求件数 約6,900件
- ◆滞貨 約318,000件(前年 304,100件, 前年比+4.5%)
- ◆出願から特許公報発行までの平均期間 43.7ヶ月(前年 44.3ヶ月)

3. 登録件数

◆登録件数 54,699件(前年比-12.9%)

4. その他

- ◆審判請求件数 2,090件 (前年比+6.3%)
- ◆総職員数 6,499人(前年:6,319人)
- ◆オンライン出願率 Euro-direct: 42% (前年 32%), Euro-PCT: 56% (前年 46%)

また, EPOは, 6月19日, 本公表に関連したプレスリリースを行っている。本プレスリリースの概要は, 以下のとおり。

EPOへの出願件数が昨年より3.9%増加しているにも関わらず、登録件数は12.9%減少している。この事実について、ブリムローEPO長官は、「この現象は量より質を重視したためである。我々が必要としているのは、多くの特許ではなく、多くの良い(good)特許。2007年に登録件数が減少したことはこの施策の反映であり、正しい方向への第一歩である。欧州特許の付与において量より質を重視することは、欧州特許制度の適切な機能を守るための重要な戦略である。」とコメントしている。

一 年報全文は,以下参照 一

http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/c28c40c897908eebc12574670053fed0/\$FIL E/epo annual report 2007.pdf

一 プレスリリースは,以下参照 一

http://www.epo.org/topics/news/2008/20080619.html

≪その他 ≫

WIPO 次期事務局長に豪・ガリ氏を選出

5月13日,ジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)で開催された WIPO 調整委員会にて WIPO 次期事務局長選挙が行われ、オーストラリアのフランシス・ガリ事務局次長(Mr. Francis Gurry)が次期事務局長として選出された。

昨年11月のイドリス現事務局長の退任表明を受けて行われた今回の選挙には、欧州からの5名の候補(フランス、イタリア、ポーランド、スロベニア、マケドニア旧ユーゴスラビア)及び日本の候補を含む15名が立候補者していた。WIPO 加盟国184ヵ国のうち83ヵ国からなる調整委員会において4回の投票が行われ、オーストラリアのガリ氏が決選投票でブラジルの候補を42対41で破り過半数を獲得して、次期事務局長に指名された。今後、9月22日から開催されるWIPO一般総会にて正式に任命され、10月1日より第4代WIPO事務局長に就任する予定。任期は6年。

ガリ氏は 1951 年生まれ。豪メルボルン大学法学部を卒業,英ケンブリッジ大学で博士号を取得後, 1985 年に WIPO へ入り, 2003 年より 4名の WIPO 事務局次長の一人として、PCT・特許等を担当している。

- WIPO のプレスリリースは,以下参照 -

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article 0025.html

(参考) 歴代 WIPO 事務局長

①ボーデンハウゼン (蘭) 1970-1973 年 ②ボクシュ (米) 1973-1997 年 ③イドリス (スーダン) 1997-2008 年 (④ガリ (豪) 2008-)

(以上)